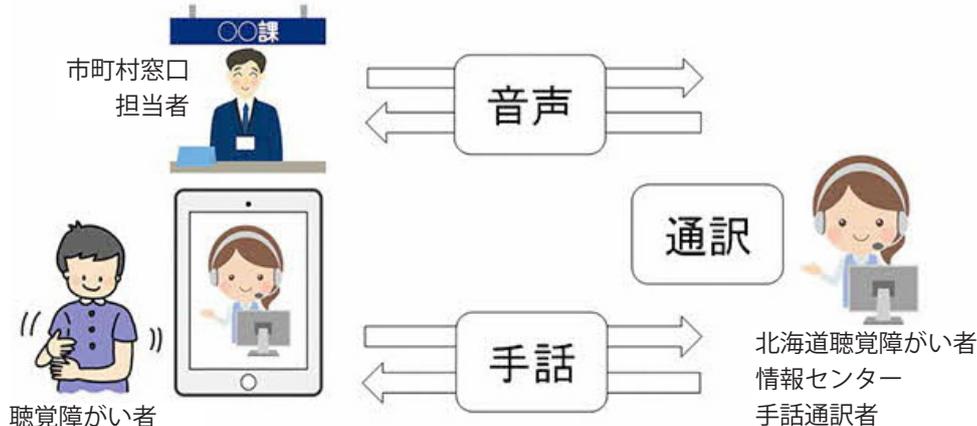


# 遠隔手話サービスを開始します

役場窓口において手話通訳を必要とする方のために、タブレット端末から手話通訳オペレーター（北海道聴覚障がい者情報センター）をつなぐ「遠隔手話通訳サービス」を開始します。タブレット端末は、役場庁舎内のどこでも利用することができます。

タブレット端末は、役場1階福祉課に設置されておりますので、必要な方は福祉課へお越しください。



問合せ 福祉課 福祉グループ ☎21-2120



～障害基礎年金等を受給しているひとり親家庭の方へ～

## 児童扶養手当が変わります

令和3年3月分（令和3年5月支払い）から、手当額の算出方法と支給制限に関する所得の算定方法が変更されます。

### ● 児童扶養手当と調整する障害基礎年金等の範囲が変わります

これまで、障害基礎年金等を受給している方は、障害基礎年金等の額が児童扶養手当の額を上回る場合、児童扶養手当を受給できませんでしたが、令和3年3月分の手当以降は、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになります。

改正前

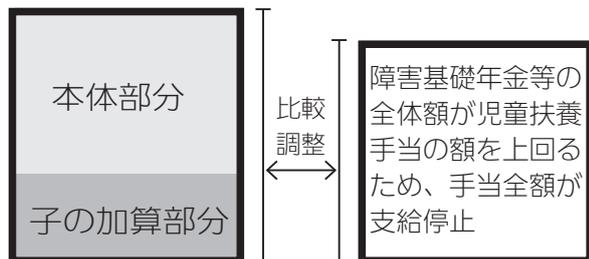
**全額支給停止**



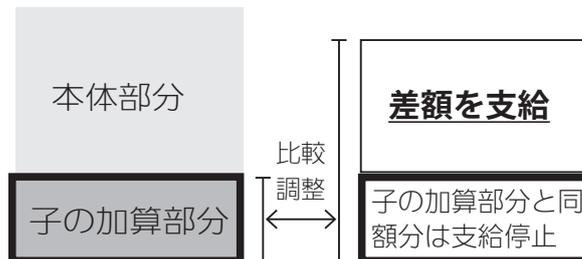
改正後

**差額を支給**

障害基礎年金等 > 児童扶養手当



障害基礎年金等 < 児童扶養手当



※障害基礎年金等以外の公的年金等を受給している方（障害基礎年金等は受給していない方）は、変更ありません。

### ● 支給制限に関する所得の算定が変わります

令和3年3月分の手当以降は、障害基礎年金等を受給している受給資格者の支給制限に関する「所得」に非課税公的年金給付等（障害年金、遺族年金、労災年金、遺族補償など）が含まれます。

### ● 申請がお済みでない方へ

通常、手当は申請の翌月分から支給開始となりますが、これまで障害年金を受給していたため児童扶養手当を受給できなかった方のうち、令和3年3月1日に支給要件を満たしている方は、令和3年6月30日までに申請すれば、令和3年3月分の手当から受給できます。なお、支払いは申請の時期によって異なります。

※既に児童扶養手当受給資格者として認定を受けている方は、申請は不要です。

問合せ 子育て・健康推進課 子育て推進グループ ☎21-2122